



No.125

「税を考える週間」特集号

令和4年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

編集兼人

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



消防物見塔

この塔に一度登つてみたいと思つて
いるが今に実現しない。

陸署の建物と隣り同士で、老松町、
中川通の角、私はいつもこの道を通る
のだが、朝は署員のラジオ体操に出会
い、夕方はそれがバーレーボールになつ
ている。

近ごろは車があえたので、交通事故
や急病人の救急車が大活躍のようだ。
火災のポンプ車は整備だけの方がよ
ろしい。

(昭和53年4月20日発行)

絵文 片山 正信氏
版画若松百景より

遠岡水芦中若若若若税
賀垣卷屋間松松松理士会
町町町町商税青松納貯
商商商商會相申法連
工工工工議談稅告人合
會會會會所會會會會部

税を考える週間

これからの社会に向かって



一人ひとりの納税が
社会の中で実ります

期間

11月11日～11月17日

[税を考える週間](#)



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

サイバーセキュリティ
安心・安全な税金の受け渡し

くらしを支える税

~~~~~ 令和4年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~

| 月  | 日             | 曜           | 行 事 名                                  | 開始    | 終了    | 主 催                  | 場 所                     |
|----|---------------|-------------|----------------------------------------|-------|-------|----------------------|-------------------------|
| 11 | 3             | 木           | バス研修会                                  | 7:30  | 18:45 | 若松法人会<br>若松1~4支部     | 山口県岩国市<br>(車中で税金クイズを実施) |
| 11 | 8             | 火           | ラジオ放送「明日への扉」                           | 11:00 | 12:00 | 若松法人会                | エアステーションひびき             |
| 11 | 12<br>~<br>15 | 土<br>祝<br>火 | 小学生の税の書道展<br>(12日は11:00から、15日は15:00まで) | 9:30  | 20:00 | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階催事場             |
| 11 | 18            | 金           | 税の無料相談会                                | 10:00 | 15:00 | 中間・遠賀郡4町商工会          | レガネットなかま                |
| 11 | 29            | 火           | 税務研修会(若松税務署長)                          | 15:00 | 16:00 | 税理士会、法人会及び<br>間税会青年部 | 若松税務署<br>2階大会議室         |
| 11 | 中旬～<br>下旬     |             | 納税表彰(表敬訪問)                             | —     | —     | 若松税務署                | 各表彰場所                   |
|    |               |             | 税に関する高校生の作文表彰                          | —     | —     |                      | 表彰校                     |
|    |               |             | 租税教育推進校表彰                              | —     | —     |                      | 表彰校                     |
| 12 | 中旬            |             | 中学生の税についての作文表彰                         | —     | —     | 若松納税貯蓄組合連合会<br>若松税務署 | 表彰校                     |

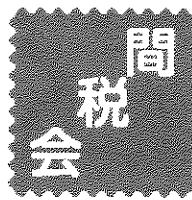
## ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「これから社会に向かって」をテーマとした特設ページを設けておりますので、是非、ご覧ください。

受彰者及び受贈者の皆様、おめでとうございます

|        |         |           |                   |
|--------|---------|-----------|-------------------|
| 福岡国税局長 | 納税表彰受彰者 | 岡 部 憲 昭   | (若松法人会 会長)        |
| 福岡国税局長 | 納税表彰受彰者 | 白 石 信 和   | (若松間税会 会長)        |
| 若松税務署長 | 納税表彰受彰者 | 樽 野 久 美   | (若松税務相談所 次長)      |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 小早川 輝 成   | (若松法人会 理事)        |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 宇 野 耕 一   | (九州北部税理士会若松支部 理事) |
| 若松税務署長 | 感謝状受贈者  | 遠 賀 町 役 場 | 税務課               |



## 全国問税会

### 第四九回 長崎大会開催

全国問税会（片  
総連合会）  
通常総会

る周知・啓発活動の更なる強化、組織の拡大・強化と財政基盤の確立などを盛り込んだ令和四年度事業計画案を承認。また、「税の標語」募集推進の功労単位会表彰なども行われた。

岡直公会長（岡直公会長）は令和四年九月九日に長崎市の出島メツセ長崎で第四九回通常総会長崎大会を開催しました。

当日は国税庁の阪田涉長官ら来賓多数のほか、全国の問税会から役員・会員ら約五〇〇人が出席しました。

はじめに福岡国税局問税会連合会の中野文治会長が開会の辞を述べた後、片岡会長が、二年連続で会員数が大幅に減少しているとして「来年度創立五〇周年を迎えるに当たり、会員の減少傾向に歯止めをかけたい」と協力を呼び掛け、「会員一丸となつて、より実効性のある会活動を積極的に展開し、問税会の更なる充実と発展に繋げていく」とあいさつした。

その後、議事に入り、昨年度の事業では、消費税を導入する主な国の税率と世界地図を印刷したクリアファイルの増刷と活用、「税の標語」募集など租税教育の推進に取り組んだと報告。次いで、税制および執行に関する提言活動、消費税等に関する

白石信和会長  
国税局長  
納税表彰

ストの増田明美氏による「暮らしとスポーツにおける公共性」のテーマで記念講演を行つた。

また、青年部の第四回と女性部の第四回の通常総会も開催された。

女子マラソン日本代表でスポーツジャーナリ

総会後には、元五輪

会表

若松問税会白石信和会長の多年にわたる申告納税制度の普及、発展及び納税思想の向上にご尽力いただき、令和四年十一月一日に、K K R ホテル博多において、令和四年度国税局長納税表彰式が挙行されました。

## マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。  
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

### 安心・安全! 4つのポイント

**Point1** なりすましはできません。顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

**Point2** プライバシー性の高い個人情報は入っていません。ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

**Point3** 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。

**Point4** マイナンバーを見られても悪用は困難です。マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などで本人確認があるため、悪用は困難です。

## こへんなに便利！マイナンバーカード

NEW!

公金受取口座の登録で  
給付金等の受取が  
カンタン！

NEW!

最大20,000円分の  
マイナポイントが  
もうえる！

マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分  
健康保険証としての利用申込みで、500円分  
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは「マイナポイント」で検索！

住民票の写しなども  
コンビニで  
カンタン取得

確定申告でも  
医療費通知情報を  
カンタン連携

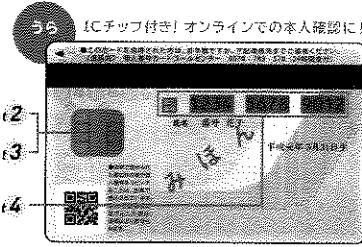
薬剤情報や  
特定健診情報等が  
マイナポータルで  
確認できる！

新型コロナワクチン  
接種証明書の  
電子交付にも利用！

詳しくは「マイナンバーカード」で検索！  
デジタル庁作成 (R4.5)



Point 1



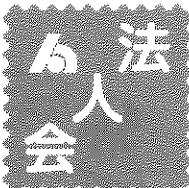
Point 2

Point 3

Point 4

\*マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

\*電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。



## 会員の集い 令和4年度 「夏の夕べ」開催



岡部憲昭会長挨拶



小早川輝成青年部会長挨拶



問税会による税金クイズ



アトラクションで会場は盛り上がりました!

令和四年八月五日(金)新型コロナ対策で例年より規模を縮小し、社会貢献、税の研修、参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において120名の参加をいただき、「夏の夕べ」を開催いたしました。

岡部会長の開催挨拶、AIG損害保険(株)川崎英幸支店長による乾杯で開始しました。

問税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、難問を勝ち抜いたテーブルには賞品が授与されました。

アトラクションは柿原正洋&上村貴子による演奏をバッタ尾ふき子のボーカルで大変盛り上がりいました。

また、恒例のチャリティー行事は令和2年7月豪雨に伴う被害に対する支援を目的に社会貢献委員会及び女性部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行い、30分で完売し、熊本県に義援金として寄贈することができました。

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業に ネット医療相談サービスのご案内  
お勤めの皆さまへ

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様<sup>(※1)</sup>月1回<sup>(※2)</sup>のご相談まで無料で利用いただけます。



(※1)役員や従業員である個人を指します。  
(※2)月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用をお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

[お問い合わせ] 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

ご利用はこちらから





### 税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

### [若松税務署管内の税務相談所]

**若松税務相談所** 若松区本町三丁目11-1  
ベイサイドプラザ若松本館4F  
(電話) 771-3726番

**中間税務相談所** 中間市長津一丁目7-1  
中間商工会議所内  
(電話) 245-1081番

**芦屋税務相談所** 遠賀郡芦屋町中の浜9-52  
芦屋町商工会内  
(電話) 222-2111番

**水巻税務相談所** 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7  
水巻町商工会内  
(電話) 201-7551番

**遠賀税務相談所** 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18  
遠賀町商工会内  
(電話) 293-0165番

**岡垣税務相談所** 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36  
岡垣町商工会内  
(電話) 282-0294番

## 消費税

### ～インボイス(適格請求書等保存方式)制度～

インボイス制度開始までいよいよ1年あまりとなりました。課税事業者の方は、すでにインボイス発行事業者として登録された方も多いのではないかと思います。東京商工リサーチのアンケート調査では、インボイス開始後は免税事業者との取引について明確に「取引しない」との回答が9.8%に達し、46.7%が「検討中」と公表されています。今後「取引しない」が更に増加すると思われます。特に免税事業者にとって、インボイス制度開始後は事業継続していくうえで死活問題となる可能性があり、しっかりと制度を理解して登録する必要があるか否かを判断しましょう。

## 消費税

# 令和5年10月 事業者の方へ インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早めのご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



#### △ 「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。  
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

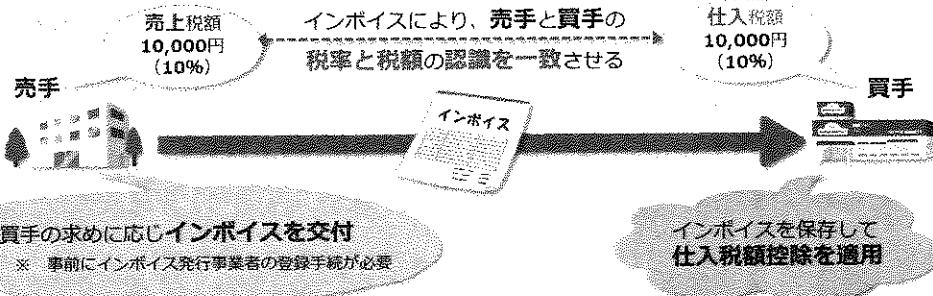
#### △ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

#### インボイス制度の概要

令和5年10月1日～





## 令和5年10月インボイス制度が始まります!

適格請求書発行事業者の登録申請はお済みですか?

令和5年2~3月は申請が集中することが想定されます。

取引先への番号通知や、請求書・領収書(レシート)への番号印刷も必要です。

まずは税理士にご相談ください。



(五十音順)

### 税理士会若松支部

| 氏名    | 事務所所在地                                  | 電話            | 氏名    | 事務所所在地                             | 電話            |
|-------|-----------------------------------------|---------------|-------|------------------------------------|---------------|
| 穴井 秀幸 | 遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号                       | 283-2445      | 高瀬 浩司 | 遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号                | 282-1675      |
| 井浦 幹夫 | 中間市東中間1丁目7番3号                           | 243-1188      | 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号               | 741-5775      |
| 石田 光明 | 遠賀郡岡垣町戸切1387                            | 281-5005      | 田口 真崇 | 〃 小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所      | 741-5775      |
| 石田 義英 | 中間市中央2丁目5番23号                           | 245-6748      | 竹内 清二 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計          | 761-4125      |
| 伊藤 道夫 | 〃 弥生1丁目14番43号                           | 245-4372      | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                    | 090-8625-7000 |
| 猪原 清典 | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                     | 742-2910      | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F        | 751-0030      |
| 宇野 耕一 | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                        | 201-1671      | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号              | 282-2825      |
| 大津 康裕 | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                     | 980-4425      | 中村 悅郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                   | 771-4355      |
| 大塚 克己 | 中間市中間1丁目8番1号-202号                       | 050-5211-7461 | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番22-207号                  | 791-6877      |
| 大庭 祥功 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号<br>平島靖元税理士事務所         | 751-3021      | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計          | 761-4125      |
| 小野 益博 | 〃 片山1丁目6-1-102号                         | 791-7005      | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                 | 282-5792      |
| 片山 和博 | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F            | 203-3001      | 西田 均  | 〃 水巻町宮尾尾5番12号                      | 980-2190      |
| 加藤 博道 | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                        | 701-4180      | 仁部 義宏 | 中間市岩瀬1丁目8番1号<br>東海俱楽部 I-203号       | 246-1703      |
| 木村 博俊 | 〃 岡垣町旭台3丁目11番4号                         | 283-0380      | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                    | 751-0705      |
| 工藤 泰則 | 中間市中間3丁目18番5号                           | 246-1685      | 野上 浄治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                    | 553-0290      |
| 久保田浩一 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所     | 282-2825      | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                          | 283-4027      |
| 倉地 和敏 | 〃 南高陽6番12号                              | 282-2496      | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ペイサドプラザ若松本館4F | 761-6993      |
| 古後 和弘 | 北九州市若松区鶴生田3丁目14番5号                      | 791-5881      | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                  | 201-6461      |
| 小竹エリナ | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人              | 616-8218      | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                 | 741-5556      |
| 小林 香織 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所     | 282-2825      | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                      | 244-5608      |
| 近藤 邦雄 | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                       | 201-5591      | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号                  | 751-3021      |
| 坂口 充笑 | 中間市大字下大隈1703番地                          | 244-4451      | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                    | 283-2345      |
| 坂口 誠一 | 北九州市若松区用勾町30番6号                         | 701-3078      | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                | 741-4894      |
| 坂根 洋輔 | 〃 本町3丁目11番1号<br>ペイサドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所 | 761-6993      | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号                 | 293-3945      |
| 澤田 一弘 | 〃 青葉台西5丁目17番2号                          | 555-1894      | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                 | 741-2765      |
| 柴田 拓保 | 〃 本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号             | 090-2732-6266 | 松木摩耶子 | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人         | 616-8218      |
| 城野 博美 | 遠賀郡遠賀町美脊2丁目6番11号                        | 293-7137      | 松田 刚和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                    | 291-5601      |
| 白石 哲則 | 〃 大字上別府594番地                            | 293-9278      | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号<br>アネーラ税理士法人 中間事務所 | 245-1600      |
| 鈴木 良樹 | 中間市土手ノ内3丁目35-27                         | 980-1135      | 山根 慎一 | 北九州市若松区高須南5丁目1番13号                 | 741-3205      |
| 副田 義男 | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階            | 701-3567      | 吉田 秀樹 | 中間市鍋山町16番1号                        | 245-5857      |
| 高司 靖  | 中間市岩瀬西町4番39号                            | 245-5491      |       |                                    |               |

#### 税理士法人

| 名称              | 事務所所在地                               | 電話       |
|-----------------|--------------------------------------|----------|
| アネーラ税理士法人       | 北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218 |
| アネーラ税理士法人 中間事務所 | 中間市東中間2丁目19番28号                      | 245-1600 |
| 税理士法人 竹内会計      | 北九州市若松区白山1丁目9番4号                     | 761-4125 |

## 県税だより

『福岡県と県内全市町村からのお知らせ』

### 事業主の皆さまへ

◆福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業主の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となります。が、県内市町村統一で設定した基準に該当しがつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進

検索



お問い合わせ先

【制度に関するご質問】

福岡県税務課個人住民税徴収機動班

☎ 092・643・3049

【手続きに関するご質問】

各市町村個人住民税担当課

## 市町村税だより

『年途中で土地の売買をした場合』

Q 私は令和3年12月22日に、自己所有地の売買契約を締結し、翌年の令和4年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。

令和4年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和4年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税する」となっています。

『住宅を新築した場合』

Q 私は平成30年9月に住宅を新築しましたが、令和4年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅が一定の条件に当てはまる場合、新たに固定資産税が課税される年度から3年度分(地上3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年度分延長されます。)は、一戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋分)が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、令和元・2・3年度の相当部分の税額が2分の1に減額されていましたが、令和4年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

※固定資産税の制度について詳しいご説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。

# 進 談 室

## 親の意見と冷酒は？

寒さが増すことに恋しくなるのが鍋料理。水炊きやふぐちら、あんこう鍋やねぎま鍋等全国各地にご当地鍋がありますが、折角であれば鍋と一緒に日本酒も愉しみたいところです。

さて日本酒造りに欠かせないもの、まずはお酒の約80%を占める「仕込み水」です。この

水の硬度や含まれる微量元素で出来上がるお酒に大きな違いが出ます。基本的には仕込み水として天然水が使用されるため、その地方や酒蔵によって固有の味が決まります。久保田で有名な新潟の朝日酒造では硬度の低い軟水を地下から汲み上げています。この水は雪解け水が川に流れ出たものが長い年月を経て地下に浸透するため、まるやかで口当たりの良い水になります。福岡県の酒蔵も筑後川流域などは硬度5以下の軟水で甘口ですが、宇美町にある萬代で有名な小林酒造本店は4kmほど離れた山から三郡山系の伏流水をパイプで引いています。これは硬度100前後の中硬水なのでキリッと辛口が身上となります。

次はお米。日本酒では、心白と呼ばれる米の中心部のみを使うために「磨き」という工程が入ります。これは麹菌が生育しやすくアルコール発酵が進みやすい部分のみを残すことにより早く美味しく造るために欠かせない工程です。つまりより大きい心白を残すためには、必然的に大きな米粒を収



そして、三つ目の日本酒造りに欠かせない材料は麹です。麹は醤油や味噌など発酵食品の製造にはなくてはならない必需品です。麹によって米の澱粉質を形作るブドウ糖の結合を切り離しブドウ糖単体になります。これを糖化といいます。この糖が酵母菌によってアルコールに変化することで酒になります。また、麹菌が持つタンパク質分解酵素によって米のタンパク質がアミノ酸に変化して、これが日本酒の旨

みの素となります。  
先ほど説明に出てきた酵母菌には協会系酵母の他にも各県で独自の酵母がありますが、福岡県筑紫野市の大賀酒造では太宰府天満宮の飛梅の花から生まれた酵母で昔公の酒を造っています。因みに大賀酒造は今から約三百五十年前に酒造りを創めた福岡県で一番古い酒蔵です。

ところで、令和二年10月から日本酒にかかる酒税が3.5円引き下げられました。令和五年10月にはさらに3.5円引き下げられ、350mlあたり35円になります。発泡酒やチューハイ、ワインが税率引き上げ傾向の中で、日本酒党にとつては朗報です。国税庁のサイトによるると、明治三十二年には地租を抜いて初めて酒税（酒造税）が国税税収の第一位に輝いたそうですね。その後昭和十八年から税制として日本酒をアルコール度数と原エキス分の割合によつて分類した級別制度が導入されました。一級酒や二級酒で区別していた時代が壊かしい方も多いのではないでしょか。さらに平成四年からは本釀造や純米酒など特定名称による分類での課税に変更されました。

日本人の生活では様々な場所で日本酒が登場します。時代は変わり海外のお酒も容易に手に入りますが、熱々の鍋料理にキリッと冷えた日本酒をご自慢の酒器で戴くのも格別の楽しみではないでしょうか。

ところでタイトルのこころは：はい、後で効く、です。

# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏税理士事務所

税理士 仁部義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和税理士事務所

税理士 松田剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 平島靖元税理士事務所

税理士 平島靖元  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279